

# 技能講習テキスト「床上操作式クレーンの運転」新旧対照表

(第13版3刷⇒第14版1刷)

項目	テキスト ページ	項番	図表	旧(第13版3刷)	新(第14版1刷)																												
表紙				表紙・背表紙・裏表紙 13H-3Z	表紙・背表紙・裏表紙 14H-1Z																												
奥付				2023年12月15日 第13版3刷発行	2024年12月20日 第14版1刷発行																												
まえがき				公益社団ボイラ・クレーン安全協会 会長 前田 豊	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会																												
第1章 クレーンに関する知識	14	1.3.1	表1-3	<p>表1-3 変更検査の対象となる構造部分(クレーン則別表から)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>クレーンの種類</th> <th>構造部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井クレーン</td> <td>クレーンガーダ、ジブ、すべり出しけた</td> </tr> <tr> <td>ジブクレーン</td> <td>ジブ、ポスト、塔、脚、架構</td> </tr> <tr> <td>橋形クレーン</td> <td>クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ</td> </tr> <tr> <td>アンローダ</td> <td>クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ</td> </tr> <tr> <td>ケーブルクレーン</td> <td>メインロープ、レールロープ、塔、支柱、控え</td> </tr> <tr> <td>テルハ</td> <td>走行はり</td> </tr> </tbody> </table>	クレーンの種類	構造部分	天井クレーン	クレーンガーダ、ジブ、すべり出しけた	ジブクレーン	ジブ、ポスト、塔、脚、架構	橋形クレーン	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ	アンローダ	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ	ケーブルクレーン	メインロープ、レールロープ、塔、支柱、控え	テルハ	走行はり	<p>表1-3 変更検査の対象となる構造部分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>クレーンの種類</th> <th>構造部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井クレーン</td> <td>クレーンガーダ、ジブ、すべり出しけた</td> </tr> <tr> <td>ジブクレーン</td> <td>ジブ、ポスト、塔、脚、架構</td> </tr> <tr> <td>橋形クレーン</td> <td>クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ</td> </tr> <tr> <td>アンローダ</td> <td>クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ</td> </tr> <tr> <td>ケーブルクレーン</td> <td>メインロープ、レールロープ、塔、支柱、控え</td> </tr> <tr> <td>テルハ</td> <td>走行はり ※横行レール</td> </tr> </tbody> </table>	クレーンの種類	構造部分	天井クレーン	クレーンガーダ、ジブ、すべり出しけた	ジブクレーン	ジブ、ポスト、塔、脚、架構	橋形クレーン	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ	アンローダ	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ	ケーブルクレーン	メインロープ、レールロープ、塔、支柱、控え	テルハ	走行はり ※横行レール
	クレーンの種類	構造部分																															
	天井クレーン	クレーンガーダ、ジブ、すべり出しけた																															
ジブクレーン	ジブ、ポスト、塔、脚、架構																																
橋形クレーン	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ																																
アンローダ	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ																																
ケーブルクレーン	メインロープ、レールロープ、塔、支柱、控え																																
テルハ	走行はり																																
クレーンの種類	構造部分																																
天井クレーン	クレーンガーダ、ジブ、すべり出しけた																																
ジブクレーン	ジブ、ポスト、塔、脚、架構																																
橋形クレーン	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ																																
アンローダ	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ																																
ケーブルクレーン	メインロープ、レールロープ、塔、支柱、控え																																
テルハ	走行はり ※横行レール																																
	41	1.6.1(2)(b)		(b) 軸方向空隙形電動機ブレーキ ブレーキ専用の電磁石を持たず、電動機の一部が軸方向に移動します。電源を入れると、磁束のためロータがステータ側に引き寄せられ、スプリングで密着していたディスクとブレーキパッドをゆるめる方式のブレーキです。したがって、電動機が止まればスプリング力でブレーキが掛かります。初期のものはコンプレキとなっていました。現在はディスクブレーキが多く使われています。	(b) 軸方向空隙形電動機ブレーキ モータに電気が流れると、電磁力によりロータ(回転子)がステータ(固定子)に引き寄せられることにより、ブレーキパッドからディスクが離れロータが回転します。一方、モータへの電気が止まるとばねの力でディスクがブレーキパッドに押しつけられて回転が停止します。																												
	41	1.6.1(2)(b)	図1-30	<p>図1-30 軸方向空隙形電動機ブレーキ</p>	<p>図1-30 軸方向空隙形電動機ブレーキ</p>																												
第2章 床上操作式クレーンの運転・点検に関する知識	50	2.2.4(4)		(4) 水平移動 ① 人の上を、つり荷を通過させない。	(4) 水平移動 ① 人の上 <del>に</del> 、つり荷を通過させない。																												
	52	2.3.4(4)		(4) 水平移動 ⑨ つり荷の、荷振れを少なくする運転に心掛ける。	(4) 水平移動 ⑨ つり荷の荷振れを、少なくする運転に心掛ける。																												
第8章 関係法令	134			労働安全衛生規則(抄) 改正 令和5年9月29日厚生労働省令第121号	労働安全衛生規則(抄) 改正 令和6年6月3日厚生労働省令第95号																												

項目	テキスト ページ	項番	図表	旧(第13版3刷)	新(第14版1刷)
	135			(特別教育の細目) 第39条 前2条及び第592条の7に定めるもののほか、第36条第一号から第十三号まで、第二十七号及び第三十号から三十六号までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。	(特別教育の細目) 第39条 前2条及び第592条の7に定めるもののほか、第36条第一号から第十三号まで、第二十七号、第三十号から第三十六号まで及び <b>第三十九号から第四十一号</b> までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
	138			クレーン等安全規則(抄) 改正 令和2年12月25日厚生労働省令第208号	クレーン等安全規則(抄) 改正 令和6年4月30日厚生労働省令第80号
	144			(搭乗の制限) 第26条 事業者は、クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。 第27条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。 2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。 一 とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。 二 (略)変更なし 三 とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。	(搭乗の制限) 第26条 事業者は、 <b>クレーンを使用する作業場において作業に従事する者を、クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。</b> 第27条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用の <b>搭乗設備</b> を設けて当該 <b>搭乗設備</b> に労働者 <b>(作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人)</b> を乗せることができる。 2 事業者は、前項の <b>搭乗設備</b> については、墜落による危険を防止するため次の事項を行わなければならない。 一 <b>搭乗設備</b> の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。 二 (略)変更なし 三 <b>作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該請負人に対し、要求性能墜落制止器具等を使用する必要がある旨を周知させること。</b> 四 <b>搭乗設備</b> を下降させるときは、動力下降の方法によること。
	145			(立入禁止) 第28条 事業者は、ケーブルクレーンを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープがはね、又は当該シーブ若しくはその取付け具が飛来することによる労働者の危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。第 29条 事業者は、クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、つり上げられている荷(第六号の場合であつては、つり具を含む。)の下に労働者を立ち入らせてはならない。	(立入禁止) 第28条 事業者は、ケーブルクレーンを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープが <b>跳ね</b> 、又は当該シーブ若しくはその取付け具が飛来することによる労働者の危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおそれのある箇所に <b>当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</b> 第29条 事業者は、クレーンに係る作業を行う場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、 <b>当該作業場において作業に従事する者がつり上げられている荷(第六号の場合であつては、つり具を含む。)の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</b>

項目	テキスト ページ	項番	図表	旧(第13版3刷)	新(第14版1刷)
	159			労働基準法(抄) 改正 令和4年6月17日法律第68号	労働基準法(抄) 改正 令和6年5月31日法律第42号
	160			クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 改正 令和3年3月25日厚生労働省告示第101号	クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 改正 令和5年11月22日厚生労働省告示第312号
	161			クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 講習科目の受講の一部免除 受講の免除を受けることができる者 1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施工技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で昭和48年建設省告示第860号に定められた第2種若しくは第6種の種別に該当するものに合格した者	クレーン等運転関係技能講習規程(抄) 講習科目の受講の一部免除 受講の免除を受けることができる者 1 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条に規定する建設機械施工管理技術検定のうち、1級の技術検定に合格した者で第2次検定においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択したもの又は2級の技術検定で施工技術検定規則(昭和35年建設省令第17号)第1条第1項第2号若しくは第6号に定められた検定種別に該当するものに合格した者
					※P144~145の規則については、令和7年4月1日施行となります。